

○日本育英会奨学金返還免除規程

昭和59年 8月29日

達第763号

改正 昭和62年 4月 1日達第796号

昭和62年12月25日達第812号

平成 2年 3月30日達第834号

平成 7年11月13日達第923号

平成10年 3月31日達第961号

平成11年 5月 6日達第978号

平成13年 3月30日達第1015号

平成19年 3月30日規程第 9号

平成21年 3月30日規程第11号

日本育英会奨学金返還特別免除規程（達第184号）の全部を改正する規程を次のように定める。

日本育英会奨学金返還免除規程

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 死亡・心身障害免除（第9条・第10条）

第3章 特別猶予（第11条—第17条）

第4章 特別免除（第18条—第22条）

第5章 補則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、日本育英会奨学規程（第22条において「奨学規程」という。）

第31条及び第32条の規定に基づき、奨学生又は奨学生であつた者に係る死亡又は心身障害による奨学金の返還免除並びに大学院で第一種奨学生であつた者が、教育又は研究の職に従事したときのその第一種奨学金の返還免除及びその返還免除を受ける見込みがある者に対する第一種奨学金の返還猶予について定めたものである。

2 前項の死亡又は心身障害による奨学金の返還免除を死亡・心身障害免除と、教育又は研究の職（以下「免除職」という。）に係る第一種奨学金の返還免除を特別免除と、前項の返還猶予を特別猶予という。

（奨学金の返還免除）

第2条 奨学生又は奨学生であつた者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなつたときは、その返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。

2 奨学生又は奨学生であつた者が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなつたときは、その返還未済額の一

部の返還を免除することがある。

第3条 大学院の第一種奨学生であつた者が、大学院に2年以上（学位を授与された者にあつては、1年以上）在学し、大学院を卒業し、又は退学した日以後1年以内に教育又は研究の職に就き、5年以上継続してその職にあるときは、その第一種奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 前項の第一種奨学生であつた者が、大学院を卒業し、又は退学した日以後1年以内に次の各号の一に該当すると認められるときは、前項に規定する職に就く期限を更に当該各号に定める期間（その期間が4年を超えるときは、4年以内に限る。）延期することがある。

(1) 大学又は大学共同利用機関の教務職員、技術職員又はこれらに準ずる職員であつて、研究を直接に補助する職務に従事していること。 当該職に従事している期間

(2) 外国にあつて学校に在学し、又は研究に従事していること。 在学又は研究に従事している期間、帰国に要する期間及び帰国後、就職に要すると認められる1年以内の期間を合算した期間

(3) 日本学術振興会の特別研究員又は海外特別研究員（以下この号及び別表第2において「研究員」という。）であること。 当該研究員である期間及び研究員でなくなつた後、就職に要すると認められる1年以内の期間を合算した期間

3 傷病その他本人の意志にかかわらず教育又は研究の職に就けない場合は、第1項に定める大学院を卒業し、又は退学した日以後1年以内の期限又は前項各号の一に該当すると認められるときは、第1項に規定する職に就く期限を更に通算して12月以内延期することがある。

4 第1項の期限の延期は、前2項の規定にかかわらず、通算4年を超えることはできない。

5 第1項及び第3項の教育又は研究の職とは、次のとおりとする。ただし、常時勤務を要するものに限る。

(1) 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）又は中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（その勤務する学校の教諭になるに必要な資格を有する者に限る。小学校又は中学校の講師について以下同じ。）の職

(2) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（その勤務する学校の教諭になるに必要な資格を有するものに限る。高等学校の講師について以下同じ。）の職

(3) 大学の学長又は大学若しくは大学院の教授、准教授、助教、助手若しくは講師の職

(4) 高等専門学校の校長、教授、准教授、助教、助手又は講師の職

(5) 少年院において小学校若しくは中学校で必要とする教科又は高等学校に準ずる教科を受ける者の職

(6) 文部科学大臣の指定する試験所、研究所又は文教施設において教育又は研究を行う者の職

(返還免除の額)

第4条 第2条第1項の規定によるときは、死亡した者又は別表第1第1級に掲げる程度の心身障害の状態となつた者については、その奨学金の返還未済額の全額又は一部の額の返還を免除する。

2 第2条第2項の規定によるときは、別表第1第2級に掲げる程度の心身障害の状態となつた者については、その奨学金の返還未済額の4分の3以内の額の返還を免除する。

第5条 第3条第1項の規定によるときは、次の算式により算出した額の返還を免除する。

特別免除の額＝第一種奨学金の額×(免除職在職期間の月数/180)

2 前項の返還免除の額は、貸与された第一種奨学金の額を超えることはない。

第6条 第4条又は前条第1項の規定により返還免除の額を計算するに当たり、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(在職期間の計算)

第7条 第5条第1項に規定する在職期間の計算は、その職に就いた日の属する月からその職を離れた日の属する月までの期間の月数(休職にされた日の属する月の翌月から復職した日の属する月の前月までの期間の月数を除く。)による。

2 免除職に就いた者が、その職を離れても第11条第3号の規定により特別猶予を受け、その事由がなくなつた後引き続きそれぞれの免除職に就いたときは、前後の在職期間を合算した期間継続して在職したものとみなす。

(奨学金の額の合算等)

第8条 大学院で2度以上第一種奨学生であつた者について、特別免除の額を計算する場合においては、同一又は他の大学院に引き続き在学中に繰り返し第一種奨学生となつたときは、それらの第一種奨学金の額を合算することができる。

2 特別免除を受けたとき生じた第一種奨学金の残額については、その後免除職に従事しても特別免除を受けることができない。

第2章 死亡・心身障害免除

(返還免除の願出)

第9条 第2条の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人との連署による奨学金返還免除願に、それぞれ次の各号の書類を添えて日本育英会(以下「本会」という。)に提出しなければならない。

(1) 死亡によるときは戸籍抄本又は個人事項証明書等の公的な証明書

(2) 心身障害によるときは次の書類

イ その事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書

ロ 返還できなくなつた事情を証する書類

(返還免除の決定)

第10条 前条の願い出があつたときは、これを審査決定し、その結果を本人、相続人又は連帯保証人に通知する。

第3章 特別猶予

(特別猶予)

第11条 第一種奨学生であつた者が、特別猶予を受けることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) それぞれの免除職に従事しているとき。
- (2) 第3条の規定による免除職に就くまでの期限内にあるとき。
- (3) 免除職に就いた後その職を離れても次に掲げる事由がある場合において、その事由がなくなつた後引き続きそれぞれの免除職に就く意思があるとき（以下この場合を「免除職中断」のときという。）

イ 災害又は傷病により、在職困難なこと。

ロ 大学又は大学院に在学すること。

ハ 外国にあつて学校に在学し、又は研究に従事すること。

ニ 地方公共団体の教育委員会の指導主事の職又は学校教育に関する専門的、技術的事項の研究若しくは教員の研修に関する地方公共団体の機関において教育若しくは研究を行う者の職（常時勤務を要するものに限る。）に従事すること。

ホ その他真にやむを得ない事由により、在職困難なこと。

(特別猶予の期間)

第12条 前条各号の特別猶予の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当するときは、その在職期間（ただし、第18条第1項の規定による特別免除を願い出ることができる時までの期間を限度とする。）
- (2) 前条第2号に該当するときは、その期限内の期間
- (3) 前条第3号に該当するときは、その事由が継続する期間（ただし、ハ号、ニ号又はホ号の事由によるときは、それらを通じて5年を限度とする。）

(免除職に就く前の特別猶予の願出)

第13条 大学院を卒業又は退学しようとする者で、卒業し、又は退学した後免除職に就職して特別猶予を受けようとするものは、卒業又は退学前に、奨学金返還特別猶予願を最終の在学学校長を経て本会に提出しなければならない。ただし、正当な事由があつて卒業又は退学前に提出できなかつた者は卒業し、又は退学した後でも提出することができる。

2 免除職就職期限内の特別猶予を受けている者が、第3条第3項の規定により教育又は研究の職に就くまでの期限の延期を願い出ようとするときは、1年ごとにその特別猶予期間内に、免除職就職期限延期願を本会に提出しなければならない。

3 免除職就職期限内の特別猶予を受けている者が、第3条第2項の規定により第3条第1項に定める職に就くまでの期限の延期を願い出ようとするときは、その特別

猶予期間内に、免除職就職期限延期願を本会に提出しなければならない。

(免除職に就いたときの届出)

第14条 大学院を卒業又は退学し、免除職に就職した者が特別猶予を受けようとするときは、免除職就職後2年以内に免除職就職届を本会に提出しなければならない。

(免除職に就いた後の異動の届出)

第15条 免除職に従事して特別猶予を受けている者が、次に掲げる事由に該当する場合においては、免除職異動届を、それぞれの事由が生じたときから1年以内に本会に提出しなければならない。

- (1) 休職又は復職したとき。
- (2) 勤務先を変更したとき。
- (3) 退職したとき。
- (4) 免除職中断のとき、又は免除職中断の事由に変更があつたとき。
- (5) 免除職に復帰したとき。

2 前項第4号前段の事由による異動届は、1年ごとにその特別猶予期間内にこれを提出しなければならない。ただし、大学又は大学院に在学する事由によるときはこの限りでない。

(免除職在職中の届出)

第16条 免除職に従事して特別猶予を受けている者は、免除職就職届を提出した時から2年ごとに免除職在職届を本会に提出しなければならない。

2 免除職に従事して特別猶予を受けている者が、次に掲げる事由に該当する場合においては、それぞれの届書をその事由が生じたときから2カ月以内に本会に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人若しくは保証人を変更するときは、連帯保証人変更届、保証人変更届
- (2) 本人、連帯保証人若しくは保証人の氏名、住所若しくは本籍地に変更があつたときは、改氏名届、転居届若しくは本籍地変更届

(願書又は届書の証明)

第17条 第13条から前条までの規定により願書又は届書を提出する場合においては、別表第2に掲げる願書又は届書の種類及び提出の事由に応じて、その指定する証明者によりその事由が事実であることの証明をうけなければならない。

第4章 特別免除

(特別免除願出の時)

第18条 免除職に5年以上従事して特別猶予を受けている者が、特別免除を願い出ることができる時は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第1項の場合にあつては、免除職の在職期間の月数が180に達した時
- (2) 前号の時に達するまでに免除職を離れて免除職中断による特別猶予を受けない時
- (3) 第1号の時に達するまでに免除職を離れて免除職中断による特別猶予を受け、

その後その猶予の事由がなくなり、又は猶予期間の限度に達して引き続き特別猶予を受けない時

2 特別免除の願い出の期限は、前項各号に規定する時から2年以内とする。

(特別免除の願出)

第19条 特別免除を願い出ようとする者は、前条第1項に規定する時から同条第2項に規定する期限までに、奨学金返還特別免除願を本会に提出しなければならない。

2 前項の奨学金返還特別免除願は、その願い出の時に従事しているそれぞれの免除職(免除職を離れたときは、その免除職)の在職期間について、学校長、所属長又は所轄長の証明を受けたものでなければならない。ただし、前条第1項第3号の規定による願い出のときは、この限りでない。

(特別免除の決定)

第20条 前条の願い出があつたときは、これを審査決定し、その結果を本人に通知する。

(特別免除資格の喪失)

第21条 特別免除を受けようとする者が、次の各号の一に該当する場合は、特別免除をしないものとする。

(1) 第14条に規定する届書及び第19条に規定する願書を、特別の事由がないにもかかわらず所定の期限内に提出しなかつたとき。

(2) 第15条及び第16条第1項に規定する届書を、特別の事由がないにもかかわらず所定の期限を著しく超えても提出しなかつたとき。

(特別免除等の取消)

第22条 既に特別猶予又は特別免除を受けた者が、第14条、第15条及び第16条第1項に規定する届書並びに第13条及び第19条に規定する願書に虚偽の記載をすることにより特別猶予又は特別免除を受けたことが判明したときは、既に受けた特別猶予又は特別免除は、これを取消すものとする。

2 前項の規定に該当した者は、奨学規程第20条の規定にかかわらず、本会の指定する方法に基づき、当該第一種奨学金を返還しなければならない。

第5章 補則

(実施細目)

第23条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

1 この改正規程は、昭和59年8月29日から施行し、改正後の規程の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

2 特別貸与による奨学金の返還と返還免除に関する規程(昭和33年11月7日達第298号)は、廃止する。

(教育又は研究の職に係る特例)

3 第3条第5項第5号中「又は高等学校に準ずる教科を授ける者の職」とあるのは、当分の間、「若しくは高等学校に準ずる教科を授ける者の職又は児童自立支援施設

において小学校若しくは中学校に準ずる教科を授ける児童自立支援専門員若しくは児童生活支援員の職」とする。

附 則（昭和62年4月1日達第796号）

- 1 この規程は、昭和62年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の日本育英会奨学金返還免除規程（以下「改正後の規程」という。）の第3条、第4条、第5条（第2項第3号を除く。）、第7条、第9条、第10条、第20条及び別表第2の規定は、この規程の施行日以後に大学（短期大学を含む。以下同じ。）、高等専門学校又は大学院の1年次に入学する者から適用する。ただし、施行日以後大学の専攻科1年次に入学する者（4年制大学の専攻科にあつては昭和66年3月31日までの入学者、5年制大学の専攻科にあつては昭和67年3月31日までの入学者、2年制短期大学の専攻科にあつては昭和64年3月31日までの入学者及び3年制短期大学の専攻科にあつては昭和65年3月31日までの入学者に限る。）及び大学院修士課程（博士前期課程を含む。）修了又は退学後昭和64年3月31日までの間に引き続き博士医歯学課程1年次に入学する者又は博士後期課程1年次（3年課程の博士課程1年次を含む。）に入学する者については、従前の規定を適用する。
- 3 施行日前の貸与契約による奨学金の返還については、改正後の規程第5条第2項第3号の規定の適用に係る場合を除き、なお従前の例による。
- 4 施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は大学院に在学する者についての施行日以後の貸与契約に係る奨学金の返還については、改正後の規程第5条第2項第3号の規定の適用に係る場合を除き、なお従前の例による。
- 5 施行日以後に大学又は高等専門学校に編入学する者であつて、昭和62年度に新たに大学又は高等専門学校の1年次に入学する者が最短修業年限で卒業するものとした場合の在学年次より1年以上上級年次に編入学する者についての当該編入した学校における施行日以後の貸与契約に係る奨学金の返還については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年12月25日達第812号）

- 1 この規程は、昭和62年12月25日から施行する。
- 2 この規程による改正後の日本育英会奨学金返還免除規程第10条の規定の適用については、日本育英会奨学金返還免除規程の一部を改正する規程（昭和62年4月1日達第796号）附則第2項から附則第5項までの規定を準用する。

附 則（平成2年3月30日達第834号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成7年11月13日達第923号）

この規程は、平成7年11月13日から施行する。

附 則（平成10年3月31日達第961号）

- 1 この規程は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程の施行日以後大学又は高等専門学校の専攻科1年次に入学する者（4年

制大学の専攻科にあつては平成14年3月31日までの入学者、5年制大学の専攻科にあつては平成15年3月31日までの入学者、2年制短期大学の専攻科にあつては平成12年3月31日までの入学者、3年制短期大学の専攻科にあつては平成13年3月31日までの入学者及び高等専門学校専攻科にあつては平成15年3月31日までの入学者に限る。)については、従前の規定を適用する。

- 3 施行日前の貸与契約による奨学金の返還については、なお従前の例による。
- 4 施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は大学院に在学する者についての施行日以後の貸与契約に係る奨学金の返還については、なお従前の例による。
- 5 施行日以後に大学又は高等専門学校に編入学する者であつて、平成10年度に新たに大学又は高等専門学校の1年次に入学する者が最短修業年限で卒業するものとした場合の在学年次より1年以上上級年次に編入学する者についての当該編入学した学校における施行日以後の貸与契約に係る奨学金の返還については、なお従前の例による。
- 6 附則第3項により従前の例によることとされる場合において、当分の間、改正前の日本育英会奨学金返還免除規程第3条第3項第7号及び第5条第5項第6号中「教護院」とあるのは「教護院又は児童自立支援施設」と、「又は教母とあるのは「若しくは教母又は児童自立支援専門員若しくは児童生活支援員」とする。

附 則 (平成11年5月6日達第978号)

この規程は、平成11年5月6日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月30日達第1015号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第9号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(在職期間に関する経過措置)
- 2 この規程の改正前における教授、助教授、助手としての在職期間は、教授、准教授、助教、助手としての在職期間とみなす。
- 3 この規程の改正前における盲学校、聾学校、養護学校における在職期間は、特別支援学校における在職期間とみなす。
(大学、高等専門学校で第一種奨学生であった者に関する経過措置)
- 4 当分の間、奨学規程附則第3条の規定及び日本育英会奨学金返還免除規程の一部を改正する規程(日本育英会平成10年3月31日達第961号)附則第2項の規定により従前の規定を適用することとされる、日本育英会奨学金返還免除規程の一部を改正する規程附則第1項による改正前の旧返還免除規程第3条第3項第1号、第2号及び第5号中、「盲学校、聾学校又は養護学校」とあるのは「盲学校、聾学校若しくは養護学校又は特別支援学校」と、同項第3号及び第4号中「、助教授」とあるのは「、助教授、准教授、助教」と、同規程第4条第1項中「、助教授」とあるのは「、助教授、准教授、助教」とする。

5 当分の間、奨学規程附則第3条の規定及び日本育英会奨学金返還免除規程の一部を改正する規程附則第3項から第5項の規定によりなお従前の例によることとされる、日本育英会奨学金返還免除規程の一部を改正する規程附則第1項による改正前の旧返還免除規程第3条第3項第1号、第2号及び第5号中、「盲学校、聾学校又は養護学校」とあるのは「盲学校、聾学校若しくは養護学校又は特別支援学校」と、同項第3号及び第4号中「、助教授」とあるのは「、助教授、准教授、助教」と、同規程第4条第1項中「、助教授」とあるのは「、助教授、准教授、助教」とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第11号）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年3月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、第3条第5項第1号及び第2号並びに附則第4項の栄養教諭に係る規定については、平成17年4月1日から適用する。

（大学、高等専門学校で第一種奨学生であった者に関する経過措置）

2 当分の間、奨学規程附則第3条の規定及び日本育英会奨学金返還免除規程の一部を改正する規程（日本育英会平成10年3月31日達第961号）附則第2項の規定により従前の規定を適用することとされる、並びに同規程附則第3項から第5項の規定によりなお従前の例によることとされる、日本育英会奨学金返還免除規程の一部を改正する規程附則第1項による改正前の旧返還免除規程（以下「旧規程」という。）第3条第3項第1号及び第2号中、「校長、教頭、教諭、養護教諭」とあるのは「校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭」と、同項第5号中「園長、教頭、教諭、養護教諭」とあるのは「園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭」とする。

（栄養教諭の職に就いた者に係る特例措置）

3 平成17年4月1日からこの規程の施行日前までに栄養教諭の職に就いた者については、第14条、第15条第1項及び第18条第2項並びに旧規程第16条、第17条第1項及び第20条第2項（以下「第14条等」という。）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 第14条又は旧規程第16条の規定にかかわらず、当該栄養教諭の職に就いたことに係る免除職就職届を独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に提出する期限は、この規程の施行日以後2年以内とする。

(2) 平成17年4月1日からこの規程の施行日前までの間に当該栄養教諭の職に係る第15条第1項各号又は旧規程第17条第1項各号の事由が生じた場合は、第15条第1項本文又は旧規程第17条第1項本文の規定にかかわらず、その事由に係る免除職異動届を機構に提出する期限は、この規程の施行日以後1年以内とする。

(3) 平成17年4月1日からこの規程の施行日前までに第18条第1項各号又は旧規程第20条第1項各号のいずれかに該当し、かつ第18条第1項各号又は旧規程第20条第1項各号に定める免除職の在職期間に栄養教諭の職の在職期間を含む場合は、第18条第2項又は旧規程第20条第2項の規定にかかわらず、特別免除の願い出の

期限は、この規程の施行日以後2年以内とする。

(副校長等の職に就いた者に係る特例措置)

4 平成20年4月1日からこの規程の施行日前までに副校長、主幹教諭又は指導教諭(以下「副校長等」という。)の職に就いた者については、第14条等の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 第14条又は旧規程第16条の規定にかかわらず、当該副校長等の職に就いたことに係る免除職就職届を機構に提出する期限は、この規程の施行日以後2年以内とする。

(2) 平成20年4月1日からこの規程の施行日前までの間に当該副校長等の職に係る第15条第1項各号又は旧規程第17条第1項各号の事由が生じた場合は、第15条第1項本文又は旧規程第17条第1項本文の規定にかかわらず、その事由に係る免除職異動届を機構に提出する期限は、この規程の施行日以後1年以内とする。

(3) 平成20年4月1日からこの規程の施行日前までに第18条第1項各号又は旧規程第20条第1項各号のいずれかに該当し、かつ第18条第1項各号又は旧規程第20条第1項各号に定める免除職の在職期間に副校長等の職の在職期間を含む場合は、第18条第2項又は旧規程第20条第2項の規定にかかわらず、特別免除の願い出の期限は、この規程の施行日以後2年以内とする。

別表第1

心身障害の程度	番号	心身障害の状態
第一級	1	常時心神喪失の状況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしやくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
第二級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしやく及び言語又はそしやく若しくは言語の機能に著しい障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片手を足関節以上で失ったもの

7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
9	片手の五つの指又は親指及び人差指を併せて四つの指を失ったもの
10	足の指を全部失ったもの
11	せき柱，胸かく，骨盤軟部組織の高度の障害，変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
13	前各号に掲げるもののほか，精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの

備考

- 1 各号の障害は，症状が固定し，又は回復の見込みのないものに限る。
- 2 視力を測定する場合においては，屈折異常のものについてはきよう正視力により，視表は，万国式試視力表による。

別表第2

願書又は届書の種類	提出の事由	所要の証明
(第13条関係) 1 奨学金返還特別猶予額	大学院を卒業し，又は退学した後において ア 就職期限までにそれぞれの免除職に就職して第一種奨学金の特別猶予を受けたいとき イ 卒業又は退学後1年以内にそれぞれの免除職に就職できないとき	ア なし イ なし
2 免除職就職期限延期願	1 傷病によつて就職できないとき 2 免除職に就く意志があつても次の各号の一に該当して免除職に就職できない場合 ア 教員の需給関係によるとき	1 医師又は歯科医師による病名，療養予定期間，病状等の診断証明 2 ア 就職希望先が公立学校の場合は，所管の教育委員会，国立，私立学校の場合は，当該学校長，所属長又は所轄長によるその事実を証する証明。ただし，就職希望先が知的障

	<p>イ その他真にやむを得ない事由によるとき</p> <p>3 大学院を卒業又は退学した者で次の各号の一に該当して免除職に就職できないとき,又は1年以内の就職期限延期特別猶予を受けその期限が経過する直前</p> <p>ア 大学又は大学共同利用機関の教務職員,技術職員又はこれらに準ずる職員であつて,研究を直接に補助する職務に就いたとき</p> <p>イ 外国にあつて学校に在学し,若しくは研究に従事するとき,又は帰国に要する期間若しくは帰国後1年以内の期間にあつたとき</p> <p>ウ 日本学術振興会の研究員であるとき,又は研究員でなくなつた後1年以内の期間にあるとき</p>	<p>害児施設又は同通園施設のと きは,同時に当該施設である ことの証明</p> <p>イ その事実を証することので きる本人,連帯保証人,保証 人以外の者による証明</p> <p>3</p> <p>ア 在職の学校長,所属長又は 所轄長による在職職名,在職 予定期間等についての在職証 明</p> <p>イ 在学学校長,在職の所属長 若しくは所轄長又は在外公館 などによる在学若しくは在職 についての内容,予定期間等 についての証明。ただし,帰 国後は,上記2のアの証明</p> <p>ウ 日本学術振興会の研究員で あることの証明。研究員でな くなつたときは上記2のアの 証明</p>
(第14条関係)	3 免除職就職届	<p>それぞれの免除職に従事して いるとき,就いたとき</p> <p>在職の学校長,所属長又は所轄 長による在職職名,就職年月日等 についての在職証明</p>
(第15条関係)	4 免除職異動届	<p>1 休職又は復職したとき</p> <p>ア 休職になつたとき</p> <p>1</p> <p>ア 休職直前に在職の学校長, 所属長又は所轄長による休職 前の在職職名,休職年月日, 休職事由,休職の事実,予定</p>

	<p>イ 休職中の者が復職したとき</p> <p>2 勤務先を変更したとき</p> <p>3 退職したとき</p> <p>4 免除職中断のとき、又は免除職中断の事由に変更があつたとき</p> <p>ア 免除職中断のときで次の各号の一に該当するとき</p> <p>(ア) 災害により在職困難なとき</p> <p>(イ) 傷病により在職困難なとき</p> <p>(ウ) 大学院に在学するとき</p> <p>(エ) 外国にあつて学校に在学し、又は研究に従事するとき</p> <p>(オ) 地方公共団体の教育</p>	<p>期間等についての証明</p> <p>イ 復職直後に在職の学校長、所属長又は所轄長による復職時の復職職名、復職年月日、復職事由等についての証明</p> <p>2 在職の学校長、所属長又は所轄長により勤務先変更前及び変更後の在職職名、在職期間（休職期間を含む。）についての在職証明</p> <p>3 退職時に在職の学校長、所属長又は所轄長による退職時の在職職名、退職年月日、退職事由等についての証明</p> <p>4</p> <p>ア 免除職中断前に在職の学校長、所属長又は所轄長による中断前の在職職名、在職期間（休職期間を含む。）等についての在職証明及び次の各号に該当する証明</p> <p>(ア) 当該市区町村長による被災証明</p> <p>(イ) 医師又は歯科医師による病名、療養予定期間、病状等の診断証明</p> <p>(ウ) 在学学校長による在学証明</p> <p>(エ) 在学学校長、在職の所属長若しくは所轄長又は在外公館などによる在学若しくは在職についての内容、予定期間等についての証明</p> <p>(オ) 在職の教育委員会、</p>
--	--	--

	<p>委員会の指導主事の職又は学校教育に関する専門的、技術的事項の研究若しくは教員の研修に関する地方公共団体の機関において教育若しくは研究を行う者の職（常時勤務を要するものに限る。）に従事するとき</p> <p>(カ) その他真にやむを得ない事由により在職困難なとき</p> <p>(キ) 前各号の一の事由が他の事由に変更したとき</p> <p>(ク) 前各号による免除職中断の特別猶予を受けその期限が経過する直前</p> <p>イ 免除職中断の事由に変更があつたとき</p> <p>5 免除職に復職したとき</p>	<p>在職の機関の所属長又は所轄長による在職証明</p> <p>(カ) その事由を証することができる本人、連帯保証人、保証人以外の者による証明</p> <p>(キ) それぞれの事由に応じた前各号に掲げる証明</p> <p>(ク) 同上</p> <p>イ それぞれの事由に応じた前各号に掲げる証明</p> <p>5 復職直後に在職の学校長、所属長又は所轄長による復帰時の復帰職名、復帰年月日等についての証明</p>
<p>(第16条関係)</p> <p>5 免除職在職届</p>	<p>免除職に従事して特別猶予を受けているとき</p>	<p>在職の学校長、所属長又は所轄長による在職職名、在職期間（休職期間を含む。）についての在職証明</p>
<p>6</p> <p>〔連帯保証人変更届 保証人変更届〕</p>	<p>1 連帯保証人を変更したとき</p> <p>2 保証人を変更したとき</p>	<p>1 なし</p> <p>2 なし</p>
<p>7</p> <p>〔改氏名届〕</p>	<p>1 本人、連帯保証人又は保証人（以下2及び3についても同様</p>	<p>1 なし</p>

	とする。)の氏名に変更があつたとき		
転居届	2 住所に変更があつたとき	2	なし
本籍地変更届	3 本籍地に変更があつたとき	3	なし